# 第5回 杉並区における外環の地上部街路に関する話し合いの会議事要旨

1. 日 時 平成24年10月11日 19:00~21:00

2. 場 所 あんさんぶる荻窪 4階第1教室

3. 出席者 構成員出席者 17名

4. 資料一覧

次第

資料5-1 第4回議事録

資料5-2 第4回議事要旨

資料5-3 質問に対する回答

資料5-4 第4回に構成員から提出された資料に対する回答

資料5-5-1 中島構成員提出資料

資料5-5-2 中島構成員提出資料

資料5-6 構成員名簿

資料5-7 杉並地域に関する現状・課題データ集(改訂版)

資料5-8 地上部街路に関する必要性(整備効果)のデータについて(改訂版)

資料 5-9 外環の2. 周辺道路の将来交通量推計に対する疑問

【古川構成員提出資料】

資料4-4 「杉並区における地上部街路に関する話し合いの会」に対する 【須藤構成員提出資料】

資料4-5-3 第2回杉並区「外環の2話し合いの会」傍聴者「ご意見カード」分析 【中島構成員提出資料】

資料4-6-3「外環の2」の必要性の有無について149人に聞きました

【古川構成員提出資料】

参考資料 傍聴者からのご意見カード

データ更新一覧表

# 5. 議事

- (1) 開会
- (2) お知らせ・ご報告

都: 冒頭で4点、お知らせ・ご報告をさせていただきたい。

1点目は、外環本線の着工式についてであり、先日、9月5日に外環本線の着工式を執り行った。

2点目は、外郭環状線の2の大泉ジャンクション地域の事業着手である。地上部街路のうち、目白通りから外環本線の大泉ジャンクションに接する約1キロメートルの部分である。(2ページ)

大泉ジャンクションを整備することにより、土支田通りと井草通りの 二つの都道がその機能を失うため、当該都道の機能確保などを図る必要 がある。

また、当該地域では、外環本線と外環の2の都市計画線が2本、二重 に入っているような状況である。多くの権利者が二つの計画にまたがっ ており、関係権利者の生活再建を図る必要がある。このため、外環本線 事業に併せて、この区間について事業化することとした。

杉並地域を含む、東八道路に至るその他の約8キロメートル区間につ いては、引き続き杉並区における話し合いの会などを継続していく。 (2ページ)

3 点目に、PI 委員の1人より、諸般の事情から代理を立てたいという 申請があった。PI委員においては、外環本線PI会議などにおける経験と 知識をこの会に活かしてもらうため、設置要綱に特に位置付け参加して いただいており、個人に委嘱したものである。検討した結果、都として は公平性が保てないという理由などから、この申請についてお断りした。 すでに、そのPI委員ほか、関係者には理由を説明し、ご了解をいただい ている。

4 点目に、話し合いの会の開催日時についてである。今回、一部の構 成員の方から、都合の悪い日に開催する場合でも、あらかじめ連絡をも らえれば、できる限り調整するので、日程が決定したらすぐに連絡がほ しいとの申し出があった。今後は、開催予定日に都合の悪い構成員の方 に対しては、できるだけ早く、お知らせさせていただく。(3ページ)

#### (3) 大泉ジャンクション周辺地域の事業認可について

構成員C:

4点お話があった中で2点目。外環の2、大泉周辺の約1キロについ て、事業認可が下りて着工するという話があった。これは全く許せない。 北のほうの一部だから関係ない、残り8キロは大丈夫だということだが、 都市計画道路は起点と終点があって、9キロは一体のものだと思う。

(3~4ページ)

どうして、外環の2という冠を付けた道路を着手しなければならなか ったのか。(4~5ページ)

構成員B: 特に杉並区は今、第1回のときに杉並区の部長が、特に杉並区におい ては区長を始め、外環の2に関しては、必要性の有無から討議していっ てもらいたいと発言をしている。

> 我々が必要性の有無を話し合っている最中に、抜き打ちに工事着工か。 この話し合いの会を侮辱しているというか、背信行為だと思う。(5ペー ジ)

都: 報告が遅れて、大変これは申し訳なかった。ただ、この報告について は認可申請を行い、認可を受けてからご報告するべきだと、東京都とし ては判断しており、本日に至ったということである。(5~6ページ)

構成員C: 部分的に大泉街道のところは、14メートルほど広がるところがある、 外環の2が出っ張っている。そこを数えたら、14軒の家が、外環の2 は当たる。本線には当たらない。結局、本線に掛かる人に対応すればい いことであって、外環の2は、あくまでも外環の2が決定したときにア クションを取ればいい。なんで今の時点で外環の2という冠を付けた工事をやらなければいけないのか。(6ページ)

構成員E: 練馬区の話し合いでは、今のことは賛成したのか。(7ページ)

都: ご質問をいただいている件が結構あるので、それにまず、答えていき たい、再度、キュー度、簡潔にご質問願う、(20°-3")

たい。再度、もう一度、簡潔にご質問願う。(8ページ)

構成員C: このような話し合いの会を続けている中で、外環の2という名前を付けたタイトルの道路をやらなければいけなかった理由が全然見当たらない。二つの問題。一つは道路上の問題、もう一つは生活再建。この理由からこれは、やはり外環の2は着工すべきだと決まったという理由を、

この地図の上で説明していただきたい。(8~9ページ)

都: あくまでも、大泉ジャンクション地域では、インターチェンジやランプの整備のために用地買収が必要である。その中で、外環の整備に伴い、計画線内の中にある土支田通りと井草通りの機能が失われるため、その機能を確保する必要がある。もう1点は、外環と外環の2の両方にまたがる権利者の円滑な生活の再建のために、一体的な用地買収が必要だということを考えて事業化をした。(9ページ)

構成員C: 外環の2は本線のエリアの中でできることである。

両方にまたがるのは何戸ぐらいあるか。外環の2を今やらなければ、 今の二つの理由をカバーするというのは、全然成り立たない。(9ページ)

都: 戸数は、外環の2に掛かる棟数が約90棟。外環の2のみに掛かる棟数は約50棟。外環の2と外環本線にまたがる棟数が、約40棟である。(9ページ)

都: 外環本線の中ですべてが完結するだろうという話をされていたが、この区間については、大泉ジャンクション、あるいはインターチェンジ、それと地先の出入りのための道路、それも安全で快適な歩行者空間も造った、自転車道も造ったような道路を、しっかり造っていく責任というのは、都道管理者としての東京都にはある。そういう意味で、この外環の2まで含んだエリアで整備が必要ということである。(9ページ)

構成員B: 外環道の対応の方針の中で、この大泉ジャンクションに関しては、国は責任を持って取り付け道路を処理すると答えている。なぜ都がやるのか。(10ページ)

都: 行政間の中での役割分担の中で、都が受けさせていただいたということでご理解いただきたい。(11ページ)

国: 取り付け道路という考え方というのは、機能補償道路とか、接道を確保しなければいけないといった観点もあると思う。そういった意味では、 国交省としては、しっかりやるというところは認識している。(11ページ)

都: 今現在、土支田通りも井草通りも、大体 4 メートルぐらいの一方通行の道路で歩道もないような状態である。また、外環のジャンクションで、地域が分断されてしまうところもあるので、道路の両側に歩道も自転車道も付けた道路を、都道としてはやっていかなければならない。そういった判断の中で、外環の 2 という形で、この 1 キロ区間に関して、事業認可を取らせていただいている。(11~12ページ)

構成員B: 対応の方針の413ページに地域の分断という答えが出ており、生活道

路の分断について懸念しているという質問に対して、「分断道路の機能を補充する道路の整備に当たっては国がやる」と書いてある。(12ページ)

都: 話し合いの中で、東京都としてしっかりとした道路を造りたいという 意味でやらせていただいている。そこに住んでいる方のためにしっかり やりたいと思っているので、ご理解いただきたい。(12ページ)

構成員D: 東京都が作った検討のプロセスで、今何段階目をやっているのか。(1 3ページ)

都: 平成20年3月の「検討の進め方」のパンフレット裏表紙に検討のプロセスというのが出ており、現在、「必要性を検討するためのデータの公表」と「地元との話し合い」という段階にいると考えている。(13ページ)

構成員D: 杉並区に、今回の練馬であった事業認可は、杉並区としてはどのよう に影響があるのか、率直に意見を伺いたい。(13ページ)

区: 一部事業化については好ましくないという考えは持っていたが、沿道 地権者のこととか、都道の機能保障といった点についても理解している。 必要性があるというところは説明も受け、理解している。

これまでどおり広く意見を聞きながら検討を進めていくということ、話し合いの会が進められていくということで理解している。(14ページ)

構成員D: 杉並区でこういう話し合いが行われている最中に、練馬区で一部事業 化したのだから杉並区は諦めてくれということか。(14ページ)

区: 杉並区では練馬区のことが影響されることはないと考えている。好ま しいとは思っていないが、それで杉並区もゴーになることは考えていな いので、ゼロベースから考えていく。(14ページ)

構成員E: 事業認可になったところは、外環本線に関係あるのか。もし外環の本線に関係ないとすれば、話し合いの最中に一部事業認可をしていくというのは、かなり無謀だと思う。(14ページ)

都: この区間については、地上部街路の都市計画線と外環本線の都市計画線がラップしているが、ずれてラップしている。外環本線の工事をやるときに、ちょうど外環本線の中に、土支田通りと井草通りという通りがあり、その道路なくなってしまうため、その機能は補償していかなければいけない。今は4メートル程度しかない土支田通りと井草通りだが、今回、新しく整備するからには、歩道をしっかり設置し、車も安全に通れる道路にしなければならない。外環の2の範囲を使って、都道の機能をしっかりと確保していきたいと考えている。(15ページ)

その機能を確保するためには、高速道路から一般道に出てくるための 車路、料金所、緩衝帯等、ジャンクションの機能などを含めて、今ある 外環の2の幅まで買収して造らなければならない。

二重線に入っているところを、外環本線、外環の2と時間を空けて買収を行うと、両方に掛かっている権利者の方は、生活再建が進まないため、今回、事業認可を取らせていただいた。杉並区にご説明させていただき、外環の2の検討について、今までどおり行うよう、お話しをいただいた。(16ページ)

構成員E: 外環の2をやるかやらないかという話が決まってない場合には、仮に

非効率で二重手間になっても、とりあえずは外環の本線の箇所だけ整備 し、それで都道の機能が阻害されたならば、今の現道の都道の機能を補 償する範囲だけやるということでないとおかしい。

練馬区の話し合いの会の人も、それはいいと言ったのか。(16ページ)

都: 練馬区の話し合いの会は、昨年の8月に終わっている。その後に広く 意見を聞く会を行った。その後、事業化した。(17ページ)

構成員B: 対応の方針で、大泉ジャンクションに関しては、町づくり全般や地域 分断に関して、国は責任を持って処理すると答えている。本来、国がや らなければいけないが、都にやるように国から依頼したのか。(17~1 8ページ)

都: 国と都でどういう形で道路を造っていくのかなど、しっかりと調整を しながらやってきた。(18ページ)

構成員B: なぜ外環の2で申請したのか。(18ページ)

都: 外環の2という都市計画事業で行うために、外環の2として申請させていただいた。(18ページ)

構成員D: 大泉ジャンクションに関しては、国からの回答として、工事の前まで に国が責任を持って確保すると言っているのだから、東京都がやる必要 はない。(19ページ)

都: 当然のごとく、国のほうもそういう形で、工事中の切り回し等はやっていただけると思っている。しっかりとした道路ネットワークを作る上でも、外環の2という道路は、この部分については事業化する必要があると、東京都で判断しており、国とも調整した上で行っている。(19ページ)

構成員F: 今回着工するのは外環の、あくまでも本線であって、外環の2ではないわけか。外環本線と外環の2は別と言っていたのを、都合のいいところでは、先にここだけやるというのは、騙されているとしか思えない。(19ページ)

都: 都合のいいところだけをやるのではなくて、必要があるところをこのような形で行っている。(20ページ)

構成員F: そうであれば、今回外環の2ということではなく、外環本線の工事だということでやるべきだと思う。(20ページ)

都: 都としては、外環の2という都市計画事業で行うことで考えている。 その他の約8キロ区間は、杉並区も含めて、引き続き皆様方と話し合いをするなど、広く意見を聞きながら検討を進めていきたい。(20ページ)

構成員F: 外環の2は、その場所その場所、行き当たりばったりで造っていくということか。もし、先の部分で、外環の2が廃止されたら、先行して外環の2としてやった工事は無駄になるのではないか。(20ページ)

都: 整備区間は道路から道路までとしているので、その部分については、 安全で快適な道路を造る責任があるため整備する。(20ページ)

構成員E: 話し合いの会をして、外環の2について廃止するか、幅員を狭くするか、今の幅員でやるかという話し合いをしている時である。ところが事業認可をとったのは、外環の2のフルの幅ではないか。話し合いをしているのにフルの幅で造ったらおかしいと思う。

外環の2ではなくて本線でやるべき。本線でやった場合、必要であれば、二重手間になっても、外環の2の部分だけやればいい。現道の都道が分断されることによって機能が損なわれたら、そこだけ補填すればいいのではないか。(20~21ページ)

都: 外環の2を、この区間について都市計画事業として事業認可を取った 理由について、先ほど答えた内容以外、何もない。行政として判断した ことである。(21ページ)

構成員E: それは話し合いの会はしているけれども、皆さんの意見を反映しませんよと言う可能性も出てくるような発言である。せっかく意見を聞くという会を設けたのだったら、それは筋を通してやったらいいのではないか。(21ページ)

都: 話し合いの会自体は、しっかりと皆さんの意見を聞いて、必要性や在り方について検討していきたい。

皆さんの意見、いろんな意見があるかと思う。そういった意見をしっかりと受け止めていきたいと思っている。(21ページ)

構成員E: 外環の2をやらない場合や幅員を狭くするとなると、今回の事業については一部、無駄になる。それを行政の判断で、事業認可取ったからやるというのは、理屈がおかしい。必要なとこだけやればいいではないか。(21~22ページ)

都: この区間の都道を、外環の本線の機能と併せて、快適性もあり、安全性もある道路を造るとなると、外環の2の範囲も含めてやらなければならないということである。(22ページ)

構成員E: 都道が一部損なわれるから、機能を回復するためにやるということは 必要だと思うが、その範囲だけやればいいではないか。

> こうやって話し合いの会をやって、外環の2がどうなるか分からない 時点で、あたかも外環の2がフル幅員でやるような、前提になるような 道路を造るってこと自身が、いけないのではないか。(22ページ)

都: 1 キロ区間については、外環の本線のジャンクションと一体的に、両方の機能を持った道路を造ろうと思っているので、幅員は最大で 78 メートルあるところである。その区間については一体的な整備が必要な区間だとご理解いただきたい。(22ページ)

構成G: 杉並区は、最初から地下 50 メートルのところを通るわけだから、今みたいな話は出てこないはずである。だから、今我々のやっている議論とは全く関係ない話である。僕は外環ができることは大賛成。(22~23ページ)

構成員H: 外環の2が必要ないと思っている人だっているのに、それはもう事業 認可が下りましたとは自信過剰である。ちゃんとした答えをしていただ きたい。(23ページ)

都: 外環の2の大泉ジャンクションのところを事業化しなければ、この地域の道路としてのネットワークとか、また生活再建が図れないという判断である。(23ページ)

構成員B: 国交省はどう考えているのか。対応の方針で、国は責任を持って、切り回しから、地域分断も避けて、町づくり全般も協力して、頼むのは区に頼むとは書いてあるけれども、都に頼むとは書いてない。

国: その部分については、工事をすることによって、そこの道路が通れなくなるので、その前に、切り回して道路を担保するという意味の切り回し道路だと思う。道路が通れなくなってしまえば、そこに住んでいる方が困るので工事の前に当然準備する。それは、国交省としても当然やる。それとは、外環の2の話は、別の話だと思う。(23ページ)

構成員D: 杉並区のほうには全く影響はなく、また、残りの8キロに関しては、 これとは別個であるということだった。

> 地域の人の意見を最優先して個別に決めるということが、話し合いの 会の要綱第1条になっている。司会者も、この話し合いの会の設立要綱 を、常に頭に入れて、しっかりやってもらいたい。(24~25ページ)

構成員B: 練馬区では検討のプロセスのどこなのか。プロセスを踏んで申請を出 したのか。(25ページ)

都: 練馬区においては、プロセスうちの「地元との話し合い」というのが 終わった段階と考えている。(25ページ)

構成員B: 地元の話し合いが終わったら、街路の在り方を公表して、地元と話し合って、意見に対する都の見解を公表して、それで方針を公表するのではないか。僕の聞いている限り練馬区の人は、何か飛ばされたと感じているようである。(25ページ)

都: このプロセスについては、当然守っていきたいと思っている。ただ、この 1 キロ区間については、しっかりと地元に説明をした上で、切り離してやるということで決定したものである。(25ページ)

構成員B: 3月24日、25日の説明会ではいろんな複数の案は出したのか。(2 5ページ)

都: 1 キロ区間については住民の方にお集まりいただき、プロセスについて話をさせていただいて、事業認可申請をしてきた。残りの8キロ区間は、このプロセスに基づき、地上部街路の在り方、複数案を公表していきたい。(25ページ)

構成員B: 複数の案を出してないうちに事業認定、申請したのか。(25~26ページ)

都: 事業認可を取った 1 キロ区間については、3 月の末に住民の方にご説明し、こちらは切り離してやるという形になったので、残りの 8 キロ区間については引き続き、このプロセスに基づきやらせていただく。(26ページ)

構成員B: 練馬は複数案公表のあたりまでやっているというのに、大泉のところはそれをとばして申請へ上げたという理解でいいのか。(26ページ)

都: この1キロ区間については、3月末に事情を、皆様にご説明させていただき、事業認可を取らせていただいた。残り8キロを切り離してやるということを、しっかりと、事情を説明させていただき、事業化に進んだということである。(26~27ページ)

構成員 E: 練馬の話し合いの会では、そこについて切り離すということを OK したのか。(27ページ)

都: 練馬区の話し合いの会というのは、23年8月に終了しており、事業 化するという説明会については、今年の3月末にやっているので、練馬 区の話し合いの会では、そういう話はしていない。(27ページ) 構成員 E: この杉並区の会も終わったら、順次事業認を取って事業をやるという

ことになるのか。そうであれば、話し合いの会のメンバーをもう 1 回集 めてやるべきではないか。話し合いの会をやっている状況が変わったのだから、終わってもまた集めればいいのではないか。(27ページ)

都: ご指摘は重々受け止めていきたい。現実的には、一番影響を受ける地域の方に、地権者以外の方も含めて集まっていただき、事業を切り離し

ていく話について、しっかりとご説明したと考えている。

確かに、話し合いの会の方に再度集まっていただいて事情を説明すべきだというご意見はご意見として、今後、参考にさせていただきたい。(2

7ページ)

構成員C: 東京都は、この検討のプロセスを重要視してやりますと言っている。

これを、練馬だけ、その1キロ区間だけは、プロセスを飛び越しでやる

ということは、全く許せない。

この外環本線の大泉 JCT の計画区域面積は、6万m<sup>2</sup>である。外環の2で出ているのは3,500m<sup>2</sup>。95%が外環本線である。その面積の中で道路が行き止まりになるなら、この中で配慮してやればいい。

外環の2を、冠を付けた計画通りの道路をここに造ることは、まだ認められてないので、決まってからやればいい。それまでは支障のないように、本線区域の中に道路を造ればいい。一応官報にも告示が出ているが、

取り下げていただきたい。(27~28ページ)

構成員日: 土支田通りと井草通りというのは、外環本線が外環の2より幅が広いと

ころにあって、外環の2だけの場所ではない。だから、何も外環の2ということを出してくる必要はない。国だけでできる工事だ。(28ページ)

都: 土支田通りと井草通りの機能をしっかり保障しながら、安全で快適な

道路を造るためには、外環の2の線も含めてやらなければならないとい

うことなので、ご理解ください。(30ページ)

# (4)前回の議事の確認等について

事務局: 前回の議事録と議事要旨について確認させていただく。(30ページ)

構成員 C: 議事録のほうにも議事録という名称をつけるべきではないのか?(3)

0ページ)

事務局: 手違いで落としてしまった。今後は入れていく。(31ページ)

構成員B: 都の場合は都の構成員2人が入れ替わって発言するため、都Aだとか

Bだとか、付けてもいいのではないか。

何度も資料が出てきた場合には、どこかに発行日を入れていただきた

い。(31ページ)

事務局: 都A・Bの件は、都を代表しているので「都」という形で表記させて

いただきたい。(31ページ)

都: 最終的に発行は、皆さんにご確認をいただいてから発行ということに

なるので、発行日はそういう形になる。ただ、いくつも資料が送られて くるとどれが正しいのか、どれが最新なのか分からないというご指摘を いただいたので、発行日の記載について、事務局のほうでそれが分かる

ような形で改善を考える。(31ページ)

司会: 議事録、議事要旨はよろしいか。(異議なし。了承)

## (5) 構成員の代理について

構成員C: PI 委員の代理の話があった。外環本線の PI 会議でも、PI 協議会、PI

協議員経験者でなければ駄目だという条件がルールにあったが、事務局の国と東京都が相談して、そのルールを曲げて認めた。PI 会議という大きな会議でも、そういうことを図ってくれたので、それは採用できたの

ではないかと思う。

ぜひそういう前例があるのだから、出られないという方には代理の方を出していただいて、この会を盛り上げてもらうことを、事務局として

もやってほしいと思う。(32ページ)

司会: 意見として、分かった。(32ページ)

# (6) その他

# <発言時間等について>

構成員D: あくまでも話し合いの会というのは、地域住民の意見を交換する場と

書いてある。ところが、始まればすぐに、東京都が建設ありきの説明となる。たたき台の案というものを出しながら、それを採用するかしないかは自由である。ところが、たたき台の案を基本方針として確立させて、それを強引に進めさせる。それは非常にまずい。地域住民の意見の交換って場が、これは完全に失われている。それははっきりいって、司会者

の責任は非常に重い。(33ページ)

司会: そのことについては、分かった。(33ページ)

構成員D: 都の職員の方や都の事務局の方は参考人として、控えめに、あくまで

も意見を求められたときに発言して欲しい。(33ページ)

#### <資料送付の時期について>

構成員B: 資料は早く送っていただきたい。(34ページ)

都: できるだけ努力する。(34ページ)

## <日程調整について>

構成員C: 日程調整をして、ある構成員の都合の悪い日に会を行うことになった

が、本人には何の連絡もなく、開催通知が来たということである。PI 会議でも、一人一人電話でそういうのを調整したということなので、これ

から、そういうことでぜひ、お願いする。(34~35ページ)

### (7) まとめ

事務局: 本日は、練馬における地上部街路の一部事業認可に伴う議論について

行った。議事録・議事要旨の確認を行った。次回は、次第3の質問に対

する回答から始めさせていただく。(34ページ)

事務局: 次回の開催時期は、これまでと同様に日程調整をさせていただく。(3)

4ページ)